

●香川県告示第389号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第13条の2第1項第1号の規定により、四海加入区について、平成17年香川県告示第481号による保険に付すべき義務は、平成21年8月4日限り消滅したので告示する。

平成21年8月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀